

## 裁判員経験者の意見交換会議事要録

日 時 平成31年2月14日（木）午後3時から午後5時02分まで

場 所 横浜地方裁判所中会議室

参加者等

司会者 青 沼 潔（横浜地方裁判所第2刑事部部総括裁判官）

裁判官 鈴木 柴 門（横浜地方裁判所第2刑事部裁判官）

検察官 加 藤 和 宏（横浜地方検察庁検察官）

弁護士 山 口 陽（神奈川県弁護士会所属）

裁判員経験者1番 50代 （以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 40代 （以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 60代 （以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 50代 （以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 50代 （以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 40代 （以下「6番」と略記）

（記者クラブ記者 2人）

議事要旨

（司会者）

それでは、定刻になりましたので、ただいまから裁判員経験者の意見交換会を開始させていただきたいと思います。

私は、横浜地方裁判所第2刑事部で、刑事事件を担当しております、裁判官の青沼と申します。本日は、司会を担当させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

この裁判員経験者の意見交換会についてですが、裁判員制度は、今年の5月に施行後10年という大きな節目を迎え、いろいろな課題を踏まえつつも、更に充実した刑事裁判となるように、今後、様々な検討をしていく必要があります。

そのために、実際に裁判員を御経験いただいた皆様方の貴重な御意見を踏まえて、

いろいろ検討する糧にしたいということが、意見交換会の一つの眼目ということになります。ということなので、是非皆様方には、御担当いただいた裁判員裁判について、忌憚のない御意見、あるいは改善案等があれば、お話しいただければと思います。

それと同時に、今後、より一層広く国民の皆さんが裁判員として御参加いただけるようにしていく必要がありますが、そのためには、裁判員は、一体どういう仕事なのかという実情について、広く国民に御認識いただくということも重要になります。

そのためには、お集まりの裁判員経験者の皆様方に、実際、裁判員を経験した感想をお話しいただくことが、これから裁判員になっていく方に対するエールになるのではないかと考えておりますので、裁判員を実際に経験した感想等についても、率直なところを伺えればと思います。

この場には、裁判員経験者の方の6名以外にも、法曹三者が出席いたしております。

まず裁判所サイドですけれども、もう一人、裁判官が出席しております。

(裁判官)

裁判官の鈴木と申します。

裁判員裁判を今まで何件かやらせていただきましたけれども、毎回、いろいろな経験をさせていただいて、様々な御意見を聞いて、日々、勉強しております。

今日は、皆様方から、忌憚のない御意見をいただき、我々としては、今後の裁判員裁判に活かしていくということと、これから裁判員になられる方に対しても、今日、お聞きした話などをお伝えし、前向きにやっていたらと思っていますので、是非よろしく願いいたします。

(司会者)

それから、検察庁から御出席いただいています。どうぞ。

(検察官)

検察官の加藤と申します。

私は、検事になりまして、19年目で、4月で20年になるところでございます。横浜には4月に来まして、1年経とうとしているところです。横浜に来まして、いろいろ裁判員裁判を担当させていただいております。

今日は、皆様の貴重な御経験と意見を聞かせていただいて、今後の研さんに努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

(司会者)

それでは、弁護士会からも御参加いただいておりますので、山口弁護士、お願いします。

(弁護士)

弁護士の山口と申します。

私自身は、弁護士になって4年目と、比較的若手だと思います。現在、裁判員裁判を担当しておりますので、今回、お伺いしたことをそれに生かしたり、あるいは今後の担当する事件に生かせればと思っております。よろしく願いいたします。

(司会者)

どうもありがとうございました。

裁判員の経験者の方については、それぞれ1番さん、2番さんという形でお呼びさせていただきますので、御了承ください。

早速ですが、それぞれの担当した裁判員裁判の簡単な振り返りをする中で、お話の切り口を見付けたいと思います。

まず裁判員経験者の1番さんから、御担当された事件の概要とか、争点、どんな審理だったのかということについて、記憶の範囲でよろしいので、振り返っていただければと思います。どんな感じの事件だったのですか。

(1番)

1番です。

私が担当したのは、もともとは金品の略奪を目的としていたのですけれども、結

果的には、大腿部を刺して、動脈に傷付けてしまって、本人は、死ぬとは思わなかったのですけれども、最終的には死亡してしまいました。更に証拠隠滅ではないですけれども、モルタル詰めにして、遺体を埋めてしまった。

ただ、それに関しましては、実行犯は、たまたま運転していた人、たまたま刺した人、更に裏には、実際にそれを指揮した人がいまして、指揮した人には既に判決が出ていまして、それで、実際に刺した人が悪いとか、運転してやってしまえとかいうのがあったのですけれども、その人たちがどれぐらい悪いのだろうか。

我々は、実際にやった人、指揮した人、殺そうとする意思はなかったのですけれども、大腿部を刺して、病院に運べば助かったのですけれども、それをやらなかった人、それをどういう判断するのかということで、私自身も結構迷いましたが、難しい事件でした。

(司会者)

ありがとうございます。

確か被害者からお金を取ろうということで、通帳とか、キャッシュカード、令状を偽造して騙し取ったのですけれども、結局、それでも奪えなかったので、銀行に連れて行って、お金を出させようということで、車の中に入れたのですが、そのときに、今、おっしゃるとおり、太ももにナイフを刺して死亡させてしまったということです。

その後、遺体遺棄というのですね、それは結構独特な感じだったのですか。

(1番)

実際、私もドライブレコーダーを聞かされましたし、中の状況は全部聞きましたので、それを聞く限りでは、個人的には、分かったのですけれども、でも、そうはいえ、どこまで求めればいいのかは、非常に分かりづらかったのです。

(司会者)

その状況のドライブレコーダーなども聞かれたというのが、印象深かったということですかね。

(1番)

はい。聞きました。

(司会者)

最終的にはモルタルか何かで固めて、遺棄したということですか。

(1番)

そうですね。モルタルで埋めたのがその人たちなのですけれども、ただ、埋めろという指示は、また別の人から来て、いわゆるやくざではないですけれども、指示は絶対だということがあって、断ったら、自分が死んでしまうみたいなことを言われていました。

(司会者)

事実関係については、争いはなかったのですけれども、刑を決めるのが難しかったということですかね。

(1番)

そうです。難しいとは思わなかったのですけれども、先に共犯者の刑が決まっていたので。

(司会者)

共犯者の刑も一緒に決めるのではなくて、共犯者の刑が先に決まってしまっているんで、被告人の刑を決めるときに、それが難しかったという印象を持たれたという感じですかね。

(1番)

そうです。

(司会者)

ありがとうございます。被害者等の問題も含めて、公判の審理について、いろいろ振り返って伺えればと思います。いきなりトップバッターで失礼しました。

それでは、次に、順番どおりということで、2番さんということで、これは住居侵入、強制わいせつ致傷という事件だったと思うのですけれども、どんな事案で、

どんなところが争点だったのですか。

(2番)

2番です。

私が経験した裁判員の裁判では、今、青沼裁判官がおっしゃられたように、強制わいせつ致傷という事件でしたが、その中で、被害者の方がされたと言っていることと、被告人がしていないと、そこが争点でした。正面から首を絞められたと言っている被害者と、そこはしていないという被告人の意見の食い違いについて、結構大きく時間を割いて、話し合いをしました。

その他、被告人がお薬を飲んでいて、その影響による犯行だったのかどうか、そこをどれだけ情状酌量されるのか、それも争点の一つだったと思います。

(司会者)

分かりました。ありがとうございます。

被害者の女性というのは、どういう方だったのですか。

(2番)

当時、まだ13歳の女の子です。

(司会者)

確か自宅ということでしたか。

(2番)

そうですね。すみません。一番大きなところは、場所が本人の自宅だったという点でした。

(司会者)

それで、被告人がそこに住居侵入して、強制わいせつをしたという事案でしたかね。

(2番)

はい。

(司会者)

その際の犯行態様で、正面から首を絞めたかどうかというところで、言い分が違っていた、そこが争点になったということですかね。

(2番)

はい。

(司会者)

ありがとうございます。

これは被害者の方の証人尋問などはされたのですか。

(2番)

被害者の方は、モニター越しで来ていただいていたいました。

(司会者)

13歳の方ですね。

(2番)

はい。お母様と一緒にです。

(司会者)

ありがとうございます。

被害者の関係の証拠調べとか、意見陳述の問題など、この事件もいろいろお考えになったところもあるのではないかと思いますので、伺いたいと思います。

この事件を担当してみた感想みたいなものはいかがですか。全般的にどんな感じでしたか。

(2番)

全般的にですね。量刑を決めていく中で、過去の類似の事件とその刑罰などを何例も聞かせていただいて、正直、暗くなりました。

(司会者)

気持ち的にということですか。

(2番)

はい。

(司会者)

分かりました。

そこら辺の悩まれたところなども、また伺いたいと思います。前倒しで聞いてしまいましたけれども、また後で詳しく伺えればと思います。

それでは、次、3番さん、どういう事件を担当されたか、概要、争点等について、お願いします。

(3番)

3番です。

幼児虐待という傷害致死罪だったのですけれども、まだ小さな、当時1歳8か月の小さな子で、携帯ゲームで知り合った男性と半同棲状態で、そこでの事件だったのですけれども、泣きやまない、うるさい、ゲームをしているときに邪魔みたいな感じで、布団に丸めたりして、結果、脳に酸素が行き届かなかったということで、病院で亡くなったのですけれども、あまりにも小さい子供に、何の抵抗もできない、話もできない、訴えるためには、親に泣いて訴えるしかなかった子供をうるさいと言って、布団にくるんだりという事件で、自分自身の子供とか、孫に例えたりして考えたこともあって、これはいけないと思いながらも、そういう感情になったこともありますし、ただ、抵抗できない小さな子供をそういうふうに大人の勝手に、ゲームに邪魔だからということで、丸めて話ができない状態にした、それが私にとっては、最悪の虐待だと思っていました。

(司会者)

確認なんですけれども、被告人が交際相手の女性の1歳8か月のお子さんに対して行った傷害致死という事案ということですかね。

(3番)

はい。

(司会者)

どんなところが争点になったのですか。

(3番)

被告人が子供を丸めた、お弁当包みにしたみたいなことは、母親がそういうことを言っていて、その被告人は、そこまでしていないみたいなことを言っていましたけれども、事件は全部自分が悪いですと認めて、争うことはないという結論だったと思うのです。

(司会者)

最後の実際にお子さんにどういうことをやったのかという行為の態様は、ちょっと争われたということですかね。

(3番)

そうです。

(司会者)

のし掛かっていったかどうかというところでしたかね。そういうところで、いろいろ証人尋問などをされたということでしたね。

(3番)

はい。

(司会者)

先ほど聞きませんでしたですが、結局、これは何年ぐらいの刑になったのですか。

(3番)

7年です。

(司会者)

求刑は懲役10年で判決が懲役7年ということでしたかね。

2番目の方は、何年ということだったのですか。

(2番)

覚えていなかったです。3年ですか。

(司会者)

2番の方の住居侵入、強制わいせつ致傷の方は、求刑は懲役5年で、判決が懲役

3年です。

遑ってしまってすみません。1番の方も聞き忘れてしまったのですけれども、10年の求刑に対して判決は8年ということですね。

次は、4番の方なのですけれども、4番の方も同じ事件を担当されたということですか。

(4番)

3番の方と同じです。

(司会者)

審理について、特に付け加える点というか、印象に残っている点はありますか。

(4番)

4番です。

暴行態様の部分で、被告人が言っている内容と母親が言っている内容が食い違っていて、その証言以外には証拠がない状況の中で、どちらの主張をとるかというところが難しかったところです。

(司会者)

被害者の方も意見陳述をされたのですか。遺族の方です。

(4番)

遺族の方も、最後にしました。一緒には住んでいらっしやらないのですけれども、お父様の証言がありました。

(司会者)

意見陳述もあったということですかね。

(4番)

はい。

(司会者)

それをどういうふうに見たかということも、後で聞きたいと思います。

それでは、次に、5番の方が担当された事案の概要等を教えていただけますか。

(5番)

5番です。

事件は、殺人未遂でした。

被告人と被害者の関係なのですけれども、被告人と被害者の間に女性が一人関係しておりまして、被告人は結婚していたのですが、婚外で交際していたのがその女性で、その女性が被害者と関係を持ったということに対して、感情的にということなのでしょうけれども、自宅前で襲って、傷を負わせたというような事件です。

求刑は10年で、判決は8年という形でした。

争点となったのは、被告人も殺人未遂の犯行自体は認めていたので、犯行の態様の危険性と被害結果の重さというところを争点にして、量刑を決めていったということが主だったと記憶しております。

(司会者)

この殺人未遂、銃刀法違反もありましたけれども、事実の争いはなくて、量刑が主たる争点になったということですかね。

(5番)

そういうことです。

(司会者)

これは被害者関係の人とか、いろんな方の証人尋問をされたということですか。

(5番)

はい。皆さん、出てこられました。

(司会者)

事実の争いはなかったけれども、被害者と問題になって、交際相手の女性の方とか、いろいろ証言して下さったのですね。

(5番)

全員、出てこられました。

(司会者)

そういうことですかね。

証拠を調べたことについては、また後で伺いたいと思っています。

今、率直な感想みたいなものはありますか。

(5番)

皆さん、それぞれ同じことに対して、証言は全く反対のことを言うので、事実がどこにあるのか、よく分からなかったということと、検察官側の主張、いわゆる殺人未遂と銃刀法違反で上げてきたストーリーというのですか、それに対して、弁護人側が出してきた話が、それを直接覆すというよりかは、違う論点で、被害者にもある一定の責めるべき要因があるという、話がかみ合わないような印象を受けたので、見ていて、何が言いたいのかは、お互いよく分からないというような、私の個人の中ではあって、それを評議室の中で整理していく作業時間が必要だったという印象はありました。

(司会者)

ありがとうございました。

次に、6番の方ですけれども、担当された事件の概要、争点等はいかがですか。

(6番)

6番です。

いわゆる闇サイト事件というものでして、ニュースなどで報じられていたので、結構センセーショナルな事件だったと思うのですけれども、まず二つの事件を犯していて、一つ目は、老人の男性にけがを負わせて、金品を奪った。もう一つは、サイトで知り合った共犯の男と共謀して、何の面識もない独居老女を絞殺して、金品を奪ったというものなのですけれども、その事件は、もともと命じた人がいて、その人の命令の下にやったということでした。

でも、その命じた人はもう亡くなっていたので、その亡くなっていた人から、当然話を聞くことはできないので、命じた人にこう言われた、ああ言われたということとをどこまで信用するのか、それに基づいて評議していくのは難しかったです。

もともと事件を全面的に認めているので、そういう点では、スムーズに進んだと思うのですけれども、それをもし否認していたとなったら、どれくらいの期間が掛かったのかとか、どうそこを裏付けていくのかということは、いろいろ考えさせられました。

判決としては、無期懲役でした。

心情的には、被告人は、被害者の人に対しての気持ちを述べるときに、何の面識もないので、そうなのかと思ったのですけれども、割と淡々と事件の状況などを語っていたのですが、共犯者に対しての心情を述べるときには、ものすごく号泣していたので、サイトで知り合っているような人に対して、そういう涙を流す、自分が事件に巻き込んでしまったために、罪を負わせてしまったという意味で泣いたと思うのですけれども、そういう感情が湧くのかというのは、不思議な気持ちでした。

事件としては、非常に重かったので、いろいろ考えることもありました。

(司会者)

整理すると、一件は、男性に対しての強盗致傷ということと、もう一件は、80歳の女性に対する強盗殺人、それぞれ単独でも裁判員裁判なのですけれども、二つを含む事案だったということで、重いということだったのですかね。分かりました。

被害者の方は、法廷では何か言われていましたか。遺族の方です。

(6番)

遺族の方は、お顔は出さなかったのですけれども、亡くなった老女の方の娘さんが朗読をされていたのですが、自分を育ててもらったときの話とか、そういうことで厳罰に処罰してほしいという感じだったので、それを聞いたときには、つらいものがありました。

(司会者)

被害者の意見陳述とか、あと、確か他の次男さんとか、長男さんの調書の朗読があったと思います。

(6番)

その方たちはいらっしゃらなかったのですけれども、家族の声は、被告人には聞いてほしいと思います。

(司会者)

そこら辺の位置付けというのですか、どういうふうに量刑を判断するとき、役に立ったかということについては、後でお話しいただければと思います。

(6番)

はい。

(司会者)

皆さんが担当した事件の紹介を通じて、最初の口火を切っていただいたこととなります。

今回は、被害者の方が法廷の審理に参加されていて、参加の仕方とか、程度については、それぞれ濃淡はあるにしても、被害者参加された事案ということで、6名の方にお出でいただいているということなので、特に被害者参加について、どう考えるかということについて、御意見を伺えればと思っております。

ただ、それぞれの事案ごとに、今、お話を聞いていても、特質性があると思っ  
ているので、まずは公判でどういう証拠調べがされたのか、そのことについて、どうお感じになっているのか、公判の審理全体についての分かりやすさとか、改善点など、そういったことについて、御意見を皆さんからまず伺った上で、次に、被害者参加に焦点を当てて、意見交換できればと思っています。

まず1番の方、この事案では、証拠調べとしては、どんな形で証拠を調べられたかということところです。

(1番)

1番です。

犯行そのものは論点になっていなかったもので、やったのは、御本人も認めていますし、いろんな写真とか、そういった証拠が出されて、いろんな細かい状況の写真とか、ナイフのサイズですとか、いろんな幅など、そういうものを説明されました。

(司会者)

1番さんが必要だと思うよりも、もっとかなり証拠の量が多かったという感じなのですか。

(1番)

はっきり言って、そこまで時間を割かなくてもいいのではないかというぐらいに、証拠を提示していただいたので、十分過ぎると感じました。

(司会者)

基本的に事実関係を争わなかったようですけども、証人尋問などもされたということですかね。

(1番)

しています。

(司会者)

供述調書というのですか、書面を読み上げることと、実際に証人の方からお話を聞くこととでは、どちらの方が分かりやすいとか、何かありましたか。実際に御本人からその場で聞くことと、調書を読み上げることと両方あったかもしれません。

(1番)

証人はほとんどいなかったと思います。

(司会者)

共犯者の方などはどうでしたか。

(1番)

共犯と言えば共犯ですけども、実際、実行犯に近いです。ただ、意見の食い違いはありました。

(司会者)

そこら辺は、調書などを読み上げられることと、証人から直接聞くのは、何か違いはあったのですか。それとも、あまり変わらなかったですか。

(1番)

先ほど言いましたけれども、ドライブレコーダーなどに、会話の内容がしっかり残っていたのです。

(司会者)

ドライブレコーダーは、具体的にどんな証拠だったのか、御説明できますか。そういうものを調べるケースは、それ程多くはないと思うのですが、どんな内容なのですか。

(1 番)

運転している横で、被害者の方を逃げないようにしていたのですけれども、刺した血は流れている、血の量は多いのではないかと、関係ない、大したことないみたいな会話があって、まずいのではないかとみみたいな話をして、そこで行けば助かったのは分かり切っているのですけれども、そういう会話があって、刺したのは、こちらの方がナイフで刺したとか、そういう内容でした。

(司会者)

車内でのやり取りを録音されたものを聞いて、事案を理解するのに、結構役に立ったという感じですか。

(1 番)

ものすごく役に立ったと思います。

(司会者)

なるほど。分かりました。

それを聞いて、精神的にちょっとつらいとか、そういう形で何か不安を覚えたとか、そういうことではないですか。

(1 番)

個人的には全くないです。話をしている中で、他の方はあったみたいです。

(司会者)

不安を持たれた他の方は、どんな感じだったのですか。

(1 番)

分かりやすいので、あまり聞きたくないし、悲鳴が上がったりとか、普通に聞こえてくるし、何をやるのだ、やめろとか、助けろ、降ろしてくれ、死んでしまう、死んでもいいみたいな、そういう普通の会話が聞こえているのです。

(司会者)

ショックを受けられた方もおられたという感じですかね。

(1 番)

中にはいらっしやいました。

(司会者)

モルタル詰めして遺体遺棄をするということですが、その関係で刺激的というか、その関係での何かショックを受けるような証拠は、特になかったのですか。

(1 番)

写真とかも、遺体は全部布とか被っていたので、特になかったです。

(司会者)

それは配慮されていたという感じですかね。

(1 番)

血の付いたシートとか、多分こんなふうに行われたのだらうというのは、全部分かりましたけれども、そのものずばりはなかったです。

(司会者)

そういう意味では、あまり刺激的なものはなかったということですか。

(1 番)

私はなくて、他の方々は多分違うと思います。

(司会者)

ショックを受けられた方もおられたという感じですか。

(1 番)

はい。あと、出てくるときに、そういうものが嫌だという方が結構いらっしやるので、私はそこまで思わなかったけれども、ああいうものがあるから、こういった

制度で行きたくないという方は、多分いっぱいいらっしゃると思います。

(司会者)

そういうことを感じられたということですかね。

(1番)

確かに嫌な人は嫌かもしれないと思いましたね。

(司会者)

分かりました。

もう一点、先ほど共犯者というのですか、いろいろ多数の方もおられて、刑をどう決めるかというときに、なかなか悩ましかったということなのですからけれども、いろいろ考え方があって、一人一人決めていくと、先に決まってしまうというところもあるので、大変かもしれませんが、むしろ全員を一括に決めた方がよかったという感じはしますか。

(1番)

それはプロではないので、頭の中がこんがらがって、訳が分からなくなると思います。

(司会者)

そうすると、さほど大きな問題ではなかったという感じですか。共犯者が先に刑が決まってしまうというところですか。

(1番)

一遍に二つ、三つは、さすがにできないというか、難しいというか、あちらが何年で、こちらが何年と、そこまでは専門家ではないので難しいです。

(司会者)

ありがとうございます。

公判での証拠調べ等について感じられたところは、2番さん、いかがですか。

確か被害者とされる女の子の証人尋問をされましたかね。態様に争いがあったということですね。

(2番)

証拠は物ではなくてですか。

(司会者)

物でもよろしいのですけれども、書面などの証拠と、証人から話を聞く証拠と二つあると思うのですが、全部を含めて、公判での証拠調べについてどうかということころなのです。

(2番)

被害者の女の子は、まだ13歳なのですけれども、お話をしてくれて、それは最初から最後まで一貫性があることだったので、信憑性がかなり高いと思いました。被告人が言っていることと一部食い違うところがあったのですけれども、その姿を見てお話を聞くことができたのは、真実に近いものを知ることができたような印象があります。

(司会者)

被害者の証言を直接聞いたのはよかったということですね。

(2番)

はい。

(司会者)

確かビデオリンクということで、別室におられる被害者の方を法廷のビデオで見るといって証人尋問されたということですか。

(2番)

はい。モニター越しでした。

(司会者)

普通のやり方と違うのですけれども、そのことについては、何か分かりにくいとか、心証が取りにくいなど、困難みたいなものはありましたか。

(2番)

私は特に感じませんでした。むしろいい時代だと思いました。

(司会者)

その他、この事件の証拠の取調べ等で、感想というか、こういうふうにした方がよかったとか、何かありますか。

(2番)

思い付きません。

(司会者)

そうですか。

ビデオリンクの場合、裁判員の皆さんは、質問など、ちゃんとできましたか。

(2番)

できました。

(司会者)

大丈夫でしたかね。通常の証人尋問と同じような感じでしたかね。

(2番)

はい。

(司会者)

ありがとうございます。

13歳の方ですけれども、滞りなく最後まで、中断したりということもなく、終わったという感じですか。

(2番)

話に詰まるという場面はあったと思いますし、緊張しているのだろうとか、そういうようなことは見てとれたのですけれども、非常に気丈な態度で、最後まで話してくださったように思います。

(司会者)

ありがとうございました。

先ほどいい制度だとおっしゃったのは、ビデオリンクは、どういう点でよかったと思いますか。

(2番)

ずっと昔だったら、こういうこともできなくて、布越しなのか分からないのですけれども、それだと、すぐそこに被告人がいると思ったら、心情的には絶対に嫌だと思うので、そうではなくて、別室ということができて、今の時代だったら当たり前なのかもしれないのですけれども、モニター越しということであれば、頑張ってみようと思う被害者の方はいると思います。それでも嫌だという方は、きっといるのですけれども、私が出たところでは女の子は来てくれたので、話し合う上では、とてもありがたかったと思います。

(司会者)

被害者が証言しやすい制度だということですかね。

(2番)

そうですね。

(司会者)

ありがとうございます。

それでは、公判での証拠調べについてですけれども、傷害致死の1歳8か月のお子さんの事件ですが、3番さん、法廷でいろいろ証人を調べたりとか、書証の取調べなどがあったと思うのですけれども、証拠調べについて、感想とか、あるいはこういうところはもう少し工夫した方がいいのではないかと思われたことは、何かありますか。

(3番)

証拠として、お子さんを包んだという毛布をみんなに見せてくれまして、その大きさがあれば、十分に包めると思いました。

それと、写真ですけれども、実際に包んだものとか、持ち運んだとか、布団に挟んだとか、人形を使って、そういうものがありました。

(司会者)

何を使ったのですか。

(3番)

人形です。お子さんの人形を使って、実際に布団に挟んだりしていましたので、かわいそうですね。

(司会者)

実際の毛布そのものの実物ですね。それを広げてみたということですか。

(3番)

それを法廷に持ってきてくれました。

(司会者)

あとは、人形を包んだ写真のようなものを見たということですか。

(3番)

そうです。

(司会者)

それが分かりやすかったということですか。

(3番)

そうです。

(司会者)

その他に、証拠調べ、証人尋問で印象に残っているところで、こういうところは直した方がいいとか、何かありますか。

(3番)

大したことはないのですが、ただ、法廷で、お母さんの顔を見にくいというか、見られないというか、囲いをして。

(司会者)

遮蔽ですね。

(3番)

それで話をしてくれたのですが、お母様も、もう少しはっきりした言葉で、子供が亡くなったことを訴えてほしかったと思います。

(司会者)

証言が少し聞きにくかったということですか。

(3番)

あやふやというか、不安そうな感じでした。でも、囲いをしてくださいというのが、証人として出る条件でしたね。

(司会者)

それはどうしてそういうふうなことをするかという説明は、裁判官からありましたか。

(3番)

何となくしか覚えていないのですけれども、そうやってみんなの前に出るのが不安で、お母様か、どなたかが一緒に付き添って、囲いの中で話していたのですけれども、はっきり証言ができなかったというか、自分の子供ですから、はっきりした訴え方をしてほしかったです。不安があったのかもしれない。

(司会者)

特にショッキングな証拠はなかったですか。

(3番)

覚えていません。

(司会者)

そういうものはなかったですね。

同じ事件を御担当の4番さん、続きましてですけれども、4番さんとしては、この事件の証拠調べ、証人尋問とか、書証の説明があったと思うのですけれども、証拠調べをごらんになっての感想とか、あるいはこういう点が課題ということは、何かありますか。

(4番)

証拠調べで、証人に質問をさせていただいたりする機会があるのですけれども、最初、初日だったり、二日目とか、前半の部分にそういうタイミングが来て、その

ときには、まだ最後に評議するところの考えが及ばなくて、後の評議の段階で、もうちょっとこんな聞き方をしておいた方がよかったのかみたいなことで、反省するようところがたくさんあったので、その辺を少し前もって、自分の能力の問題もあると思うのですけれども、そういうことができたならよかったと思いました。

(司会者)

評議で議論されることを前提に、もう少し証言などをしっかり聞ければよかったというところですかね。

(4番)

更にその証人の母親も、先ほどの3番の方のお話もありましたけれども、声も小さくて、何を言っているのか分からないようなかすかな声でしゃべられたりとか、被告人もあまり大きい声は出さずに、説明がはっきりしないようなところがあって、ただ、その言葉だけが頼りみたいなところは、非常に難しかったと考えています。

(司会者)

お医者さんの証人尋問などもあったのですか。

(4番)

はい。お医者さんの証人尋問もあって、そのお医者様が来られたというところは、被告人というか、弁護人の部分だと思うのですが、窒息するに当たって、けいれんの症状があるのではないかと。けいれんの症状があれば気が付くだろうみたいな話で、気が付いていないから、上にはのし掛かっていないみたいなことを弁護人は主張したわけですが、お医者様の証言は、そういう状況でも、必ずしもけいれんするわけではないですというところは、検察官側からのそこを封じ込める話としての証言だったのかと考えています。

(司会者)

お医者さんの証言を求める事案だったと思うのですけれども、分かりやすさというのですか、専門家の話は、分かりやすいように工夫されていましたか。

(4番)

専門家の方は、非常に分かりやすくお話をさせていただいてまして、証人で出た方の中では、一番分かりやすかったです。

(司会者)

最初にまとめて説明するような形でしたか。それとも、いきなり弁護人の質問に答えるという形だったのですか。

(4番)

細かい部分についての記憶は、少しはっきりしないところがありますが、聞いて答えてというところではあるかと思いますが、全般的には、お医者様がお話をされる時間が長いような形に補足で質問が入るといった感じだったと思います。

(司会者)

まとめてお医者さんにお話しされる方が分かりやすいという感じはありましたか。

(4番)

それは分かりましたけれども、ただ、あまり争点とは絡まないのかというところではあったと思います。

(司会者)

証人の声が小さいということは言われることがあるのですがけれども、聞こえないときに、聞こえないということを使うのは、難しいですか。裁判長に、もう少し大きな声で話すように言ってくださいみたいなことは、言いにくい感じですかね。

(4番)

裁判長も、もう少しはっきり言ってくださいと、何回もおっしゃっているのですがけれども、御本人は、出てきてくださることさえもままならないぐらいなところで、やっと出てきている感じはあったので、やむを得ないというのは、その場に居合わせた人間は、そういうふうにしたと思います。

(司会者)

3番さんもそんな感じですか。ちょっと難しいという感じはありましたか。

(3番)

そうですね。裁判長も大きい声でということを行っているのは聞いています。

(司会者)

次に、5番さんですけれども、殺人未遂のところ、先ほどもお話を伺いましたが、事実関係は、基本的に争いはないけれども、被害者の方とかの間に入った交際相手の女性の方を証人尋問されたということですか。

(5番)

はい。

(司会者)

その点を含めて、証拠調べ全体の感想というのですか、あるいは課題などがあれば、どうぞ。

(5番)

私も初めての経験なので、証言をどういうふうに合理的な順序に並べるかというようなことが分からないで、証言だけ聞いていて、これは正しいことを言っているのか、悪いことを言っているのか、感想的なものをまず直感的に考えてくださいと、最初に裁判長から御指導を受けたのですけれども、後で振り返ってみると、キーになる証人は3人だったのです。被害者と被告人と間に入っていた女性なのですが、同じ事象に対して、具体的なことを覚えていないのですけれども、言っていることがかなり正反対のことなどもあって、評議の中でも、この人は何と言ったのかということをもみんなで繰り返すことがありまして、渡されていたメモ用紙は、全くフォームがない真っ白のもので、自由に書いてくださいということだったのですけれども、もし裁判の中で、ああいうふうに出てくる証人の言うことが、違っているのだとしたら、その論点をもうちょっと、この事象に対して、この人がこう言った、この人はこう言ったということを整理できるようなフォームを用意しておいていただくと、後で見やすいと思います。

例えばこの事象に対しては、A証人はこう言った、B被告人にはこう言っていた、だから、ここは矛盾しているということがメモできるようなフォームを作っておい

と、裁判官の方は、そういうことに慣れていらっしゃるでしょうから、そういうものがあると、評議の時間などはかなり短縮できるし、アイデアが整理できると思いました。

(司会者)

要するに証言をそれぞれざっと聞くのではなくて。

(5番)

検察官の冒頭陳述に事象が出てきますね。それに対する証言をとっていくという  
手続をとるのだというのは、やっているうちにだんだん分かったのですけれども、  
そうしたら、例えばそういう人のキーになる事象が書いてあって、それに対する関  
係者の証言が列記できるようなフォームを作っておいていただくと、そこに書き込  
んでいけば、この人とこの人は違っていますということを整理しやすいと思いまし  
た。私はそういうメモの取り方をしなかったので、他の方が言っていることを聞き  
ながら、そうだったのかということがありました。それが一つです。

もう一つは、この事象につきましては、殺人未遂については、現行犯の逮捕で被  
告人は認めていて、それは争わなかったので、殺意の有無、強さなどが一つの争点  
になったのですけれども、犯行現場での被告人と被害者の言っていることがちょっ  
と矛盾していたのです。どちらかが嘘をついているという話になったのです。

(司会者)

証拠調べの関係では、どういうところが問題ですか。

(5番)

なので、矛盾点ができたら、検察官に弁護側から出てきた話に対して、矛盾が起  
きていることを勘付いてもらって、そこできちっとここはおかしいですということ  
のデモンストレーションなりをやってもらうべきだったのではないかという考えに  
なりました。

(司会者)

5番さんのおっしゃることは、第一点は、要するに証人尋問をする場合でも、ど

ういうところがポイントになるかということをも明らかにした上で、どういうところが大切なのかということが、あらかじめ分かった上で、本当は尋問に臨みたかったということが第一点、第二点は、いろいろ矛盾が生じるというときに、それはどういうふうに事実の認定に結び付くかということをも、検察官でもう少し明らかにしてほしかったということが感想と、それが証拠調べの課題ではないかという御意見ですかね。

(5番)

はい。

(司会者)

どうもありがとうございます。

(5番)

ストーリーから違ったものが相手から出てきたときに、検察官の方には、そこはもうちょっと柔軟に対応していただきたかったと思いました。

(司会者)

それを評議室に持ち込むのではなくて、公判で心証がとれるようにしてほしいということですね。

(5番)

はい。

(司会者)

ありがとうございます。

それでは、お待たせしました。6番の方、この事件の証拠調べ等でお感じになった感想とか、あるいは工夫すべき点、改善点、公判での証拠調べをお願いします。

(6番)

私の場合は、おばあさんの首を絞めて亡くなったということだったのですけれども、遺体の写真はなくて、イラストだったので、負担は軽かったのですが、絶命する前後の様子を本当に詳しく述べているところがあって、私の場合は大丈夫だった

のですが、人によってはかなり内容が非常にリアルなので、でも、そこをちゃんと突き詰めていかないと、正しい判断ができないので、そこは難しいところだと思いました。

あと、この場合は、犯人がちゃんと罪を認めているので、短かったと思うのですが、被告人質問は1日と半分ぐらいで、その間に休廷とか入っているので、私としては、重い事件だったので、もう少し話を聞きたかったと思いました。

(司会者)

被告人質問のどういう点について、もう少し聞きたかったことはありますか。

(6番)

犯人の心情と、何の面識もない人を簡単に殺めてしまったという、金銭的に困窮していたらしいのですけれども、そこに至るまでの心理とか、家族に対する思いなども、もうちょっと聞きたかったと思います。何とかして思いとどまることはできなかったのかとか、そういう気持ちの変化で、何の抵抗もなく殺人を犯していたとは思えないので、何か思うことはなかったのかと思いました。

(司会者)

そこをもう少し突っ込んで、明らかにしてほしかったということですか。

(6番)

そうですね。

(司会者)

その他、証拠調べ等で、何か感じられたこととか、課題だと思われたところがありますか。

(6番)

特にはなかったですね。

(司会者)

6番さんがおっしゃられるように、刺激的な写真ではなくても、詳細な犯行の事実関係が明らかになることで、ショックを受けてしまう方もおられるけれども、そ

ういうことは、ちゃんと証拠調べをしなければいけないということですね。

(6番)

しておかなければいけないことなので、ちょっと難しいところだと思いました。

(司会者)

ありがとうございました。

それでは、証拠調べの延長で、この流れで、被害者の参加されている事件ということなので、被害者参加について、どんなふうを受けとめられたかということについて、聞いていきたいと思います。

1番さんの事件では、被害者の方が参加されていたと思います。この方は、ずっと法廷におられたのですか。遺族の方です。

(1番)

遺族は、妹さんはほとんど来ていました。奥さんが1日から3日ですか。みんな若い方だったと思います。

(司会者)

出席されていることについて、遺族の方が出席されているということを受けとめるとか、そういうことはあったのですか。特になかったですか。

(1番)

いろいろ語られていました。私の席からは、衝立があって見えなかったのですが、端の席の方々は、普通に見ることができて、号泣していて、泣きながら訴えられていて、涙を流していました。

(司会者)

被害者の参加とか、被害者の意見陳述などを実際に体験されて、もう少しこれは改善したり、工夫した方がいい点はありますか。

(1番)

奥さんの訴えは、今でも残っています。できれば聞きたくはないです。御本人が来て、訴えたいという話だったので、聞きましたけれども、情に流されてしまいま

す。

(司会者)

情に流されるという部分では、危惧するところがあるというところですか。

(1 番)

あと、ちょっとトラウマになります。奥さんは、結構若い方で、小さなお子さんが二人いらっしやって、これからどうやって生活していくのですかみたいな話を延々とされるので、確かに死んでしまったら、奥さんはどうするのだろう、そういうふうに思いました。

(司会者)

電話の相談のホットラインなどがあると思うのですが、それを利用するまでではないですか。

(1 番)

そこはないです。私はまだ軽い方だったのですが、他の方々の方が、もうちょっと重かったと思います。

(司会者)

ドライブレコーダー以外の御遺族の方のお話を聞いても、精神的な負担が重かったということですか。

(1 番)

私はそこが一番きつかったです。

(司会者)

他の方にも、きつかった方がおられるということですか。

(1 番)

他の方も涙を流しておられました。

(司会者)

2 番の方、この事件は、強制わいせつ致傷ということで、先ほどお話を伺ったのですが、13 歳の被害者の方は、事実が争われて、証人尋問をされたと思うのです

けれども、意見陳述も、この御本人がされたのですか。

(2番)

していません。お母様がしました。

(司会者)

お母さんがされたということですか。

(2番)

はい。

(司会者)

そうすると、被害者の方は、証人のときに聞いただけということになるのですかね。

(2番)

そうですね。

(司会者)

被害者参加されているお母さんの話などを聞かれて、印象とか、感想はどうですか。あるいは量刑を判断する上で、どういうふうに影響したかということです。

(2番)

被告人に対して、十分な反省と少しでも重い刑を求めているということは、伝わってきました。直接といっても、お母様でしたけれども、聞くことができたので、聞けないよりは、判断するにはずっとよかったと思います。

(司会者)

被害者参加の方が意見陳述されたり、最後に、被害者側の弁護士の方も主張されたことは覚えておられますか。

(2番)

記憶にないです。

(司会者)

そうですか。

検察官が最後に論告された後に、弁論としての意見陳述は記憶にないですか。

(2番)

はい。あったような気もしてきました。

(司会者)

率直に言うと、さほどそれは影響しなかったという感じですかね。

(2番)

はい。

(司会者)

被害者が参加して、心情をいろいろ言われたりという制度ですけれども、改善すべき点とか、工夫してほしい点は何かありましたか。

(2番)

制度としてはいいと思いました。私の参加した裁判だけみたいですが、ビデオリンクというのはいいと思ったのですが、多分同じ空間にいることも嫌だったので、別室ということだったと思うのですけれども、別室よりも何かできたりする時代が来るのでしょうか。わざわざここまで足を運ばなくてもいいとか、そういうことができたら、女の子の気持ち的には、もうちょっと楽になるというのは、今、思っただけなのです。参加していた当時に、改善したらいいというものは、感じなかったです。

(司会者)

お母さんは、法廷で陳述されたということですか。

(2番)

はい。

(司会者)

書面を朗読されたということですね。

(2番)

はい。

(司会者)

ありがとうございました。

それでは、3番の方、いかがですか。先ほどのお話ですと、お子さんの実のお父さんの心情としての意見陳述ということで、これは実際に来られて、証言を行ったのですか。

(3番)

いえ、代理の方でした。

(司会者)

書面を読むということでしたかね。

(3番)

そうですね。

(司会者)

それを聞かれて、どんな感じを持たれましたか。

(3番)

もちろんいろんなことを話しながらも、最後、極刑にしてほしいという、親側としては分かります。

(司会者)

刑を決める上では、どんなふうに参考にされたのですか。

(3番)

その証人の代理さんのことは、私はあまり重要視していないのですけれども、親なら当たり前だと思うので、あと、刑に対しては、今までの判例を追うごとに、これぐらいなのかと。

(司会者)

遺族の処罰感情もあるけれども、裁判例も重視したということですか。

(3番)

そうですね。

(司会者)

実際、書面を代理人弁護士の方が読むのと、御本人が実際に来て読まれるのは、どちらがいいかというのは、何かありますか。

(3番)

やはり本人の訴えだと思いますけれども、事情があつて別居していたのか、会わせてもらえなかったみたいなことで、父親にしても、そんなに真剣に、探そうと思えば探せたのだと思うのです。だけれども、それもできずに、こういうふうになつてから、代理人を通して、御自身の意見を述べてもらったのだと思うのですけれども、本人が直接の方がインパクトがあります。

(司会者)

被害者が参加する制度について、今後、やっていく上で、こういう点をもう少し工夫してほしいとか、改善をしてほしいものはありますか。

(3番)

特にありません。

(司会者)

よろしいですか。ありがとうございます。

4番の方、同じ事件ということで、共通する面もあるかもしれませんが、4番さんが感じられたところはどうですか。被害者参加についてです。

(4番)

今回は、被害者の弁護士の方が御意見を言われたというところで、あと、被害者遺族という意味では、証人の母親もそういうところはあるのですが、逆にそこではやっと証言したぐらいですけれども、被告人が逮捕されたときに、一旦は一緒に逮捕されていたりとか、いろんな事情もあつて、非常に複雑なところで、単純な被害者というか、遺族という感じの場面もなく、淡々としたところがあつて、被害者参加という意味では、他とは違うような形だという印象です。

(司会者)

そこも女性については、立ち位置が微妙だったという感じですか。

先ほどと同じ質問ですけれども、亡くなった1歳8か月の方のお父さんの心情として、意見陳述があったわけですが、これを聞いて、量刑で重視されたか、されなかったか、そこら辺はいかがですか。

(4番)

被害者の感情としては、厳罰を望むというメッセージは伝わってきたのですが、ただ、別居もしていたし、実際にも来ないし、逆に形としてはそう言っているのですが、それ程ではないのかという印象を逆に与えてしまっていた側面はあると思います。

(司会者)

本人が来るか、来ないかは、結構重要というところですか。

(4番)

重要だと思うのですが、ただ、それが量刑にどれだけかというところになると、それはまた、もう一つ別の側面という気がしますが、熱い気持ちがあれば、来ていただいた方がいいのではないかと思います。

(司会者)

量刑を判断するにはそれだけではなくて、要素は他にもあるということですかね。

(4番)

それだけで判断するわけではありません。

(司会者)

ありがとうございます。

被害者参加について、経験してみて、今後、改善すべき点とか、こういうふうにした方がいいのではないかとすることはありますか。

(4番)

今のところ、特別にはないです。

(司会者)

よろしいですかね。ありがとうございます。

それでは、5番の方、御担当になった女性が間に入った殺人未遂の事案ですけれども、これは被害者として、特に意見陳述はなかったとは思いますが、被害者として参加されて、弁護士さんが最後に弁論としての意見陳述ということでされたのですか。

(5番)

でも、証人としての証言はされています。

(司会者)

証人としては来られている。

このときに、処罰感情というか、そういったことはおっしゃっていましたか。

(5番)

おっしゃっていましたね。

(司会者)

それを聞かれてどうですか。それが量刑というか、判断にどう影響したか、しなかったか。

(5番)

それは事実に対して、量刑を考えたのであって、その中にこれまでのいわゆる罪の重さというのは入っているはずなので、それに加えての心情を慮るということには至らなかったと思います。

(司会者)

基本的な罪の重さが重要で、プラスアルファというところにまでは、ちょっと至らないということですか。

(5番)

お気持ちは分かるのですけれども、例えば量刑に過去のものとは関係なくという量刑の定め方はしなくて、過去の事例を見るではないですか。なので、そういったことも考えると、それはそれで事実に対する量刑を考えるべきであって、心情的な

ものを加味していくと、他のものとの整合性もとれなくなるだろうし、事実の量刑の中で処理すべきものだと、私は感じました。

(司会者)

最後に、弁護士も検察官の意見に続いて、意見陳述をしているようなのですけれども、印象に残っていますか。

(5番)

されました。前々日に御本人が出てきてされたものと、サマリーというか、まとめのようなものだったという印象で、あまり強い印象はなかったです。

(司会者)

それによって刑が左右されたということでもなかったのですか。

(5番)

私はなかったです。

(司会者)

聞き逃しましたけれども、4番さんのときも、弁護士の意見陳述を聞かれたのでしたか。

(4番)

はい。

(司会者)

刑を判断する上では、何か影響しましたか。

(4番)

処罰感情はあるという理解はして、判断に全く影響がないわけではないですけれども、具体的に量刑が変わったか、変わっていないかという、つながっていないと考えています。

(司会者)

影響しなかったのではないかという感じですか。ありがとうございます。

5番さん、被害者が参加する制度になっているのですけれども、こういう点は工

夫してほしいとか、何かありますか。

(5番)

例えば殺人事件だったら、被害者は亡くなっているから、いないわけですね。生きているから出てこられる場合の話だと思うのですが、個人的なあれなのですが、犯罪の事実の罪は、検察官がやられるではないですか。それを補強するような証言を裁判の中で出てきてやられることと、その心情を吐露することなのだと思いますけれども、私自身は、心情の部分については、事実の量刑の中で計算して、とりわけひどければ、それは量刑がもっと延びる、深くなる、大きくなるということに対応すればいいので、これをやることの意味は何なのかというのは感じました。

いい、悪いは別として、私も例えば被害者だったら、その裁判に出て、自分の気持ちを吐露したいという気持ちにはなると思うのですが、心情をそこで言うことと、裁判としての事実を言うことは、検察官がやるべき仕事なので、いわゆる被害者の感情を公の場で発表する場として捉えているものなのかと、そこに意味はどのぐらいあるのか。

量刑を決める上で、その心情を演説というか、演説というと、表現はおかしいかもしれませんが、そういうことの意味は、どのぐらいあるのかというのは、疑問というか、何のためにこれをやっているのか。要するに検察官の質問の内容を補強するような証言をしていただいていることの上に、被告人に対しては、重い刑を科してほしいというのは、当たり前ではないかと思うのですが、その場を与えることの意味は、ある意味、発言の機会を与えるということでやっているのか、それは必要なかどうなのか、裁判を客観的に見る立場からすると、なぜやっているのかと思います。逆に自分がその立場だったら、どこかで私の意見を言わせろという気持ちにはなるだろうと、非常に矛盾した考えなのですが、そういうふうに思いました。

(司会者)

率直な御意見をありがとうございました。

6番さん、お待たせいたしました。この闇サイトの事件ですけれども、被害者の方、遺族のお姉さんが意見陳述をされたりとか、あと、最後に被害者側の弁護士さんが意見陳述をされたりということはあったと思うのですけれども、そういうものは、どういうふうに量刑上、考慮できたか、あるいはできなかったか。今後、この制度について、こういう点をもっと工夫してほしいという点があれば、おっしゃっていただければと思います。

(6番)

お嬢さんが意見を述べられていたのですけれども、胸に迫るものは確かにあったのですが、それに流されないように、冷静に判断していくことは、裁判員として必要だと思います。

事件の重さから見ても、社会的影響はかなりあったと思うのですけれども、取り返しのつかないことをしてしまったということは、犯人も思っているのですが、私にはどこか淡々としているところも見えていたので、被害者側の意見も生の声で聞いてほしい、聞きなさいという意見もあります。

被害者の方がどうしても話したくないというのは、それは当然酌むべきだと思うのですけれども、被告人が、自分が犯した罪に対して、被害者の声を聞くのは、罪と向き合うことで、とても大切だと思うのです。どこか人ごとなのか、事件の内容にもよるのですけれども、そういうふう感じたので、巻き込まれてしまった被害者側の無念さとか、そういうものは聞いてほしいと思いました。

(司会者)

なるほど。視点を変えて、被告人が事実と向き合うために来てもらう、その上で、反省を深めてもらいたいという観点で有用ではないかということですかね。ありがとうございました。

この事件は、他にも長男さんとか、次男さんがいますね。

(6番)

長男さん、次男さんは、お手紙です。

(司会者)

お手紙ということで、書面を読まれたりして、いろんな遺族の方の心情が複数出てきているのですけれども、混乱したりとか、分かりにくかったりということは、特になかったですか。

(6番)

それはなかったですね。大丈夫でした。あと、要点を整理できました。

(司会者)

最後の弁護士さんの弁論としての意見陳述で、弁護士の意見陳述は、印象に残っているところがありますか。あるいは量刑を決めることに影響はありましたか。

(6番)

正直私にはあまり訴えかけるものはなかったです。弁論としては必要なのでしょうけれども、特に私は印象に残らなかったです。

(司会者)

この被害者参加の制度ですけれども、6番さんがこういう点をやっていってほしいとか、工夫してほしい、改善してほしいことはありますか。

(6番)

私は会社員なので、まず会社の人にこういうことで休まなければいけないといったときの反応は、大変だねとか、巻き込まれてしまったみたいな感じの意見もあったので、私は非常にやってよかったと思うのですけれども、それが決まったときに、どうしようと最初に思ったのです。なので、今、やってよかったと思えるのですが、先入観をどうするか、裁判員に対する責任の重さもあるのですけれども、大変だというネガティブなイメージをどう覆していくかというのは、非常に課題だと思います。やってみないと分からないことはたくさんあると思いました。

自分は法律家ではないので、人ごとな感じだったと思うのですけれども、こうやってちゃんと真実に基づいて裁いていくのだということは、すごくよく分かったので、社会に対する関心も、もっと若い子だと、特に影響が与えられると思うのです。

非常に無関心な人も多いと思うのですけれども、そういう意味では、私は若い人もやってほしいと思いました。

(司会者)

分かりました。広く裁判員としてのという話ですね。

(6番)

そうですね。

(司会者)

被害者参加のことではあったのですけれども、特によろしいですか。

(6番)

はい。

(司会者)

非常にいいお話をありがとうございました。

そういうことで、公判の審理と被害者参加というところで、ここで、検察官と弁護士サイドから、何か今までのところで御質問等があれば、よろしいですか。

どうぞ。

(検察官)

検察官の加藤です。

証拠調べというか、審理の過程での話ですけれども、先ほどショッキングな証拠についての話が出たと思うのですが、例えば3番さん、4番さんがやられた事件は、お子さんを毛布、ないしは布団にくるんでいたという事件で、その毛布、ないし布団が実際に法廷で調べられたと理解したのですけれども、そこら辺の被害者の方を包んでいた凶器とまでは言えないかも分かりませんが、そのようなものを実際に目にするときの御負担というか、それはどんな感じだったのか、教えていただければと思います。

(司会者)

3番さんと4番さんですかね。精神的な負担はどうですか。

(3番)

私個人としては、負担というものはなかったです。ただ、毛布を見て、この毛布にくるまれていたということで、このサイズだったら、十分包めるサイズだということで、それくらいですかね。

(4番)

4番です。

毛布は別に血が付いているわけでも、何でもない普通の毛布で、特別に何かグロテスクな、ショッキングなものではなかったもので、私自身も、多分参加した皆様も、その点については、この案件に対して、負担には感じていなかったと思います。

(検察官)

加藤です。

血が付いていなかったからというお話ですけれども、仮に血が付いていたら、そこは負担になるという感じなのでしょうか。

(4番)

4番です。

そういうものであれば、負担になるケースもあり得ると思います。

(司会者)

血が付いている場合は、3番さん、いかがですか。

(3番)

そうかもしれないですね。何もない、使ったそのままの毛布でしたので、特にショックとかは一切ないです。

(司会者)

よろしいですか。

弁護士、何かありますか。

(弁護士)

弁護士の山口です。

証拠調べで、例えば証人尋問だったり、被告人質問で、検察官だったり、弁護人から質問があると思いますけれども、その中で、聞き方として、こういう聞き方はよかったとか、あるいはもっとうるさく聞いた方がよかったとか、そういうふうに印象に残っていることがおありでしたら、お聞かせいただければと思います。

(司会者)

どなたでもよろしいので、思い付かれた方、何か御意見があれば、どんどんおっしゃってください。いかがですか。

4番さん、どうぞ。

(4番)

4番です。

一番最初の段階でもお話しさせてもらったのですが、最後に評議をして、事実関係をどう認定するかという心構えで聞かないと、後で聞いてはいるのですが、曖昧なところが残ってしまうような聞き方しかできないのは、後で反省点としてあって、どういうオリエンテーションみたいなものをしていただいたらいいということとは分からないのですが、そのあたり、もう少しうまく聞けるように、みんなを持っていくような裁判の流れになるといいということですね。前半戦、いきなりのところで、もう一回ぐらい聞くチャンスとかがあると、そのときには、しっかり聞けたりというものがあります。ただ、こういう証拠調べは、その場で、その瞬間を大事にやらないといけないものだということ、真剣勝負なものなのだと、うところは、非常にそれはそれで大事なことで勉強にはなりました。

(司会者)

4番さんの話というのは、質問とか、尋問の位置付け、証言にどういう意味があるのかということが、明らかになるような形で、もっと聞きたかったとか、そういうことですか。

(4番)

そうですね。

(司会者)

後の評議にちゃんと議論ができるようにということですね。

そういう意見は、反省会というか、裁判員の方の意見としても結構あって、どういう趣旨で聞かれてるのか、結局、分からないという方がいて、最後の最後にそういうことなのかと分かる場合もあるのですけれども、証言を聞いているときには、よく趣旨が分からない、それが残念だとおっしゃる方が多いと思いました。

他に質問はよろしいですか。

時間もそろそろ限られているのですけれども、残りは、今、評議のところが出てきているのですが、簡単に評議についての感想とか、評議について、もう少しこういう点を改善してほしいというところを、それぞれ簡単におっしゃっていただければと思いますが、1番さん、いかがですか。

(1番)

自分の意見を言うことはできたのですけれども、意見が割れた場合にいろいろなルールがありますね。そうすると、最終的には裁判員の意見は反映されなくなるのではないかと。だったら、最初からAIか何かにやらせた方がいいのではないかと、一瞬、思ったのです。結構思っていたのです。

決め方のルールは、データベースに頼っているし、このままみんなの意見がどんどんデータに集約されていくに決まっているので、今後は、どんどんそのデータは、同じような犯罪であれば、同じところに一致してしまうのではないかと思います。

(司会者)

この量刑の中で、重い部類ですか、軽い部類ですか、中間ですかみたいな、そんな話がありましたか。

(1番)

分布図があって、こういう分布の中で、今回はこの中の重い方ではないですかとか、軽い方ではないですかという話がありました。

(司会者)

重いとか、軽いという位置付けというのは、どうやって判断するのかは理解できましたかね。納得できましたか。どういう基準で、そういうふうに行っているのかということです。

(1番)

そこはある程度、どれくらい関わったかというものもあるので、そんなものかという程度でした。

(司会者)

2番さん、評議について、感想とか、あるいはこういう点を改善した方がいいという点はありますか。

(2番)

2番です。

評議について、自分の意見は述べることはできたと思うのですが、私の関わった裁判員裁判の個人的な感想としては、どの犯罪の刑も軽いと思ったのです。そうだけれども、1番さんがおっしゃったように、データベースをもとに、今回もこれだから、これくらいというのは、大体決まってくる形だったので、私は、欧米のように、性犯罪に対する処罰は、もっと重くなってもいいと思うので、そうだったらいいと、評議のときには感じていました。

以上です。

(司会者)

データベースを重視するのは、違和感というか、そういうものがあったということですかね。

(2番)

はい。

(司会者)

ありがとうございました。

3番の方、いかがですか。評議についての感想とか、あるいは改善点などです。

(3番)

もちろんこういう経験もないので、初めてそういう事例を見て、こういうことでこれくらいの刑、この事件はこれくらいの刑という、子供に対する虐待の判例を見て、そうなのだと思いますながら、自分の意見を言いました。

(司会者)

御自身の意見は、ちゃんと自由に言えましたかね。

(3番)

専門的な言葉で質問されても、それがよく理解できなかったこともありまして、後になってから、帰る道中、こういうふうに聞かれていたのだから、こういった方がよかったという反省はありました。

(司会者)

裁判官からの質問が専門的なことだったので、分からなかったということですか。

(3番)

そうですね。理解できにくいところもありました。

(司会者)

評議における裁判官の言葉も、もう少し分かりやすくなってほしいというところがあるということですかね。ありがとうございました。

4番さん、評議についての感想、それから、改善点とか、工夫すべき点はありますか。

(4番)

4番です。

評議の中では、意見は自由に言える雰囲気、裁判官の方、皆さんは、雰囲気作りもうまくやっていただいて、意見は引き出せたと思っています。

あと、先ほどから何度も申し上げているのですが、証言、証拠から事実認定するときに、声ははっきり聞こえなかったり、あやふやなところは、みんなでどう聞こ

えたかを言い合ったりして、決めていくというやり方だったのですけれども、議事録とか、そういうものができているのであれば、そういうものも見て確認するとか、そういうこともあると、少し効率的にいく部分があります。

量刑の考え方については、急に突飛な判決が出るということも、法治国家としてはおかしいところもあるので、ただ、裁判員が入ることによって、データベースの小さい蓄積がだんだん時代を変えていくという小さなことではすけれども、そういう積み重ねには、多少なりとも意味があるのではないかと考えています。

(司会者)

ありがとうございました。

グラフの中で、重い部類ですか、軽い部類ですか、中間ですかという議論があったと思うのですけれども、あの議論はどうですか。聞いていて、判断は難しくなかったですか。大丈夫ですか。

(4番)

凶器は毛布というより、上にのし掛かった本人の体重が、小さい子供には凶器になるのかみたいなところですが、刃物が出るわけでも、鈍器が出るとか、そういうことではないので、そういうときの判断は、凶器なしという判断になってしまうのですけれども、相手との体格差だったり、そういうところで見ると、またいろんな見方もあるかという、それはそれで考えて、結論は出させていただいたつもりです。

(司会者)

重い、中間、軽いという部類分けは、それなりに納得されてやったのですか。

(4番)

そうですね。幼児虐待みたいな部分の中での細かく見た中でさせてもらって、いろいろ細かい事例なども紹介していただいたので、それなりに納得感がある判決に至ったと思っています。

(司会者)

ありがとうございます。

5番の方、評議について、感想とか、あるいはこういう点を改善した方がいいのではないかと、工夫すべき点があるのかということです。

(5番)

5番です。

私の経験では、犯罪に対する量刑の尺度を全く持ち合わせていないので、事実のことを理解した上で、これが何年というのが相当だと言えと言われても、全く意見がありません。なので、類似したものでどういったものがあったのだということを提示していただいて、それに対して、一つ悪いのか、一つ軽いのかぐらいの判断しかできないので、裁判員を入れるのだとすれば、あれが一番いいのか。

例えば私が参加した裁判は、8年と出ましたけれども、検察官が言った10年が妥当なのか、20年やらなければいけないのかは、20年の根拠は全くないわけで、その辺の判断は、持ち合わせていないので、それしかやりようがないのではないかと感じています。

グラフというか、分布図で、一個一個のことについて質問すれば、こういうものだったということを丁寧に御説明していただきましたので、それに類似したようなものを探してくるといって、いろいろやっていただいたので、その中でこの辺なのかという判断をして、やらせてもらいました。

(司会者)

そうすると、大ざっぱに重い、軽いというのではなくて、ある程度具体的な事案に即して、これとの関係で重いか、軽いかみたいな、そういう議論にも有用だったということですか。

(5番)

それが中心でした。これに類似したものだとして、どんなものがあったということを、キーワードからある程度ピックアップしてきて、そうすると、こんなものがある、このぐらいの年数で出ているから、これよりも悪質だろうかとか、反省はないかということを考えながら、判断をしたように記憶しています。ある意味、私にとって

は助けになりました。

(司会者)

今後、評議の課題というか、こういうところをもう少し工夫してほしいみたいなところはありますか。

(5番)

4番の方と同じなのですがけれども、聞き逃しとか、勘違いがあるので、私は当然議事録のようなものがぱっとすぐに手に入るのかと思っていたら、それは難しかったようで、それを電子化して、ぱっと出てくるようになったりしているといいのだろうと思いました。

(司会者)

ありがとうございました。

お待たせしました。6番の方、評議についての感想とか、こういう点をもう少し改善してほしいとか、工夫すべきであるということをおっしゃってください。

(6番)

データベース化をされている理由というのは、私たちが量刑を決める上での判断材料として、提示されているという感じなのですか

(司会者)

そうですね。

(6番)

よくニュースを見ていると、実際、裁判員が関わった判決の方が、関わっていない判決よりも重いような気がするのですね。だから、そのデータベースは、どれぐらい裁判員に影響を与えているのか、ちゃんと判断材料としてなっているのかという疑問を感じているときもあります。

あと、評議するとき、被告人が言ったことを後でテープなどで聞けるような、このとき、こういうふうには言っていたか、ああ言っていたのか、どうだったのだろうということがあるような気もしたので、重い事件ほど、つぶさにちゃんと聞ける

ようなものがあつたらいいと思いました。

(司会者)

ありがとうございます。

6番さんは、私とコンビを組んで裁判員裁判に参加されたという関係で、付せん紙を使った評議をしたことについて、感想を簡単におっしゃっていただけますか。

(6番)

付せん紙は、非常に分かりやすかったです。自分が学生時代だったら、こういうふうに勉強すればよかったみたいな、そんなふうに事実に基づいて、こうはこう、これはここというのが、ちゃんと線引きされていて、すごく分かりやすかったです。あれは皆さんの判断材料として、とてもいいと思います。もっとやってほしいと思いました。

(司会者)

一つ一つの良い事情、悪い事情を、それぞれ皆さんに付せん紙に1枚ずつ書いていただいて、ホワイトボードに貼っていただいて、論点ごとに貼り分けて、それに基づいて議論するというものでした。ありがとうございます。

時間も押しておりますが、それでは、最後に、皆さん、一言ずつ、これから裁判員になられる方に対するメッセージ、特に実際に裁判員になる前となった後の印象の違いなども含めて、お願いしたいと思います。

まず1番さんからお願いします。

(1番)

1番です。

私は2回断わって、3回目にやったのですけれども、今、振り返れば、もっと早くやっておけばよかったということは、ふだん、経験できない勉強をさせていただきまして、今日も、ここへ呼びが掛かったときには、是非行こうという気になったのは、また何か新たな発見があるのではないかと、会社員ですけれども、会社で経験できないことができたので、いい制度だと思うのです。

ただ、先ほど言った、いろんな場面を見せられたり、周りの人の中でもあるので、その感覚は、皆さん、人によって違うので、そんな場面を見せられるのだったら嫌だという意見も確かにあるのは事実なので、個人的には、交通事故の現場などに出くわして見るよりも、はるかに衝撃は少ないと思うのだけれども、そこは人が言うことではないのですが、制度として、こういった場に出てくることは、すごく勉強になると思います。サラリーマンは、別に会社が休みでもないですから、出勤扱いですから、是非参加してもらいたいと思います。

(司会者)

2番の方、同じことですけれども、よろしくお願いします。

(2番)

2番です。

実際にやってみる前は、うわっと思わなかったのですけれども、自分にできるのかという不安とか、務まるかということなども、本当に不安でしかなかったのですけれども、実際にやってみて、それがちゃんと務まったかどうか、被害者の方が納得のいく判決が出たのかどうか、そこに自分が責任を持てるのかとか、それは今でも分からないのですけれども、個人の経験としては、皆さんがおっしゃったような形で、本当にやってよかったと思っております。

今後、もし機会を得た方は、是非やってみて、自分のためにもなるし、社会のためにもなると思えば、頑張れると思うので、やってみていただきたいと思います。

(司会者)

ありがとうございました。

それでは、3番の方、どうぞ。

(3番)

私も最初、文書が信じられなくて、子供に相談したら、やってみた方がいいのではないですかということで、この年で二度とないでしょうから、説明を聞きにいつてみるというところで、裁判員に選ばれましたので、選ばれた以上、決心はしまし

たけれども、一体何をやっているのか、何をするのかはまるっきり分からない状態での参加だったので、徐々に少しずつ理解できるようにしなければと思いながら、この年の頭ですから、理解できなかったことも多々あったので、二度目は、もっとよくやってみたいと思います。

(司会者)

二度目も選ばれたら、やっていただければと思います。

(3番)

ありがとうございます。

(司会者)

率直なところ、やってみてどうでしたか。よかったと思われませんか。

(3番)

思います。本当に知らない世界ですので、そういう経験をしたという自分は偉かったと思っています。

(司会者)

それでは、4番さん、同じ点です。

(4番)

4番です。

10年経っているといっても、まだ経験している人は、ほとんど周りに全くいない状態の中で経験する貴重な経験だと思うのですが、そこで裁判の裏側というか、普通に生活していたら、全く経験することのないようなことを経験することができるので、もし選ばれた方は、お仕事とかの関係もあると思うのですが、是非やっていただきたい。こういう人たちがどんどん増えることによって、世の中も変わってくるということにもつながる可能性はあると思っています。

以上です。

(司会者)

ありがとうございます。

5番さん、いかがですか。

(5番)

5番です。

やらせていただいて、ものすごくいい経験をさせてもらったことを感謝しております。ただ、仕事を空けていたので、帰った後がちょっときつかったので、何とかならないかというのはあります。

特に若い学生さん、大学生などを重点的に選ぶ工夫をできないものか。学生が社会のありようを一番コンパクトに、きれいごとではいかないところの権利のせめぎ合いみたいなものを、こうやって社会は解決していくのだと、決してみんな思ったとおりにはいかないということ学ぶには、とてもいい経験になると思うし、そういうものを若い人が経験する機会で、大学生が一人ぐらい裁判員の中に入っていることがうまくできるといいと、これこそ学生が社会勉強として、単位の一つでもあげてもいいのではないかと思うぐらい、非常に濃いものをやっていると思いました。そういうことを工夫していただけたらいいと思います。

(司会者)

6番の方、いかがですか。先ほどもお話しもありましたね。

(6番)

6番です。

先ほどもいろいろ話をしてしまったのですが、選ばれたときには、頭の中が真っ白になってしまって、その後のことは、一瞬、思い出せないぐらい動揺していたのですが、何日かやらせていただいて、本当にやってよかったと思っています。

5番さんがおっしゃっていたのですが、もっと若い方で、社会に目を向けるという意味でやってほしいと、今、SNSとかで、いろいろリアルではない世界が大学生たちに取り巻いているような環境だと思うのですが、ちゃんとかういう真実があるということに目を向けてほしいと思います。もっと若い子たちが経

験したことによって、こういう裁判の仕事をしてみたいとか、司法関係に携わってみたいと思う方もいらっしゃると思うのです。ですから、最近、辞退率がアップしていると思うのですけれども、そこを何とか克服して、みんなが経験できるような社会制度が作られればいいと思いました。

(司会者)

ありがとうございます。

検察官、弁護士、その他の質問があれば、何かよろしいですか。

あと、今日は、記者の方が来られています。記者の方から御質問があれば、お願いします。

(読売新聞)

読売新聞です。

先ほどちょっと出てきたのですけれども、今、辞退率が上がっていることが問題になっていると思いますが、裁判員を経験されて、特に負担に感じた部分と、何を解決されれば、辞退率が下がると思われるのか、聞かせていただきたいのです。

(司会者)

負担に感じられる部分と、どういう点を克服すれば、辞退率が下がるかということですが、どなたか御意見があれば、いかがでしょうか。

(6番)

6番です。

負担が重いという先入観がかなりあると思うので、そこをどう克服していくかということと、私の場合は大丈夫だったのですけれども、会社が有給として扱うか、それとも、特別休暇として扱うかということも、多分違ってくると思うのです。有給を減らしたくない人がいると、出たくないと思う人もいると思うので、社会人の場合は、会社もちゃんと協力してあげるようなことが必要だと思います。

私の周りでも、重い内容をやらされるのではないかということがあって、みんな、不安に思っている人もいましたし、あと、日数が長いということで、2～3日だっ

たら、私はやるという人もいたので、事件の内容にもよると思うのですが、もうちょっと短いと、みんなやりやすいと思いました。

(司会者)

今の御質問は、他の裁判員の方は何かありますか。どうぞ。

(5番)

5番です。

私も勤めているのですが、選ばれてから決まるまで、結構リードタイムが短いのです。結果論なのですが、あれだと、仕事の引継ぎとか、ここをこういうふうにやっという段取りが、全部付けられないというケースがあって、なので、その辺を少しリードタイムとか、ある程度確保していただいて、社会人の場合は、空けなければいけないのです。今、6番の方がおっしゃったように、会社の制度で、いわゆる業務上行ってもいい、有給を使わなくてもいいという会社であっても、その仕事は、うまく引継ぎができないと、個人の部分が空くわけです。

だから、そういった辺りは、もうちょっと工夫をしていただいて、私は、結局、6日出たのですが、6日間の仕事は、全部空いてしまって、後から追い掛けていくのは、結構大変だったのです。そこの辺りの配慮は、制度的にもうちょっとリードタイムを取るということをしていただければ、まだ何とかかなと思います。

私の身の回りで選ばれたと言ったら、行ってみたいという人間が結構いまして、ラッキーだという話がありました。なので、人によって変わるのかもしれませんが、積極的にいきたい人はいると思います。

あと、先ほど言いましたように、もっと若年の人をもう少しターゲットにして、出てくることのベネフィットみたいなものは、学生だったら単位を与えられるとか、それは学校側の問題なのでしょうけれども、そういったこともやって、少し受け皿を広くしていくような工夫を少しされてもいいと思います。

(司会者)

他の質問はいかがですか。どうぞ。

(共同通信)

共同通信です。

裁判員の経験をされて、その後、生活だったり、仕事に役立つ面はあったのでしょうか。

(司会者)

その後の裁判員の経験が仕事や生活に役立ったということがあればということですから、いかがでしょうか。

どうぞ。

(1番)

1番です。

特にないですけれども、はっきり言って、ニュースを見ていたりとか、テレビのドラマを見ていたりして、公判の場面が出てきたりすると、結構興味が湧いてきて、私は、裁判中に、他の裁判などを見に行ったりしていたのですけれども、そういった意味では、ちょっと変わりました。

(司会者)

裁判に対する興味が湧いたということですね。

(1番)

そうです。特に横浜市の裁判だと、どの人がやっているのかとか、身近に感じる部分がありました。

(司会者)

他の方はいかがですか。経験した後の生活とか、仕事、そういったことについての影響ですけれども、変わったところはあるかということですが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(裁判官)

裁判官の鈴木です。

記者さんのお時間を使って申し訳ないのですけれども、先ほど会社の都合という

ことがあったのですが、例えば日程を平日5日あるので、5日連日を全部やって、その代わり、最初から最後までぎゅっと縮めてやるのと、あるいは週3日とか、4日で、多少空きの日を作って、その代わり、終わるまでは多少掛かってしまうけれども、ちょこちょこ空いている日があって、その日はお仕事などに使っていただく日程と、どちらの方がいいのでしょうか。

(5番)

5番です。

あまりそれは関係ないと思います。要するに何日と何日が潰れるというのは、ある程度時間を取って通知していただければ、そこへの手当てが打てるのですけれども、決まって2～3日ですぐに始まるようなイメージだったと思うのです。そうすると、やりようがないのです。この日と分かっているけど、そこを潰していくことは、仕事の段取りが付かなくなるケースがあるので、そうすると、例えば1週間とか、リードタイムを少し長目にいただければ、そこの潰し方があるのですけれども、だから、少し準備期間をいただければ、パックしようと、少し空けようと、日程さえ確定していれば、対応は効くと思います。

(司会者)

どうぞ。

(1番)

1番です。

私も確かにもっと早く言ってくれば、スケジュールは空けやすいのですけれども、何日かのうち、1日でも休んだら、もう一切だめなのか、1日ぐらいの欠席は許されるのか、その辺がよく分からない。多分6～7日ぐらい拘束されたと思うのですけれども、もしその中に1日でも仕事で外せない日があったら、もう辞退した方がいいのか、1日来られないぐらいだったら、構わないから来てくれということで、そこら辺がよく分からないのです。

(司会者)

基本的には全部の裁判に出席する必要があるので、1日でも欠席や不都合があれば、基本的には辞退していただくしかないところであります。

これでよろしいですか。

(読売新聞)

今回、被害者の秘匿決定が出たのは、2番さんの事件ですか。

(司会者)

2番さんの事件です。

(読売新聞)

それによって、心証に影響はあったのですか。どうですか。

(2番)

2番です。

どうでしょう、それによっての影響は、考えたことがなかったのですが、事件の内容性ですとか、被害者の年齢のことを考えれば、氏名を伏せられるのは当然だと思って受けとめていました。印象とか、イメージが湧きにくいということは、特にはないです。

(読売新聞)

分かりました。ありがとうございます。

(司会者)

よろしいですか。

それでは、残念ですが、時間となりました。

今日は、裁判員の皆さんから、実際の経験を踏まえた貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。こういった意見を踏まえて、更に裁判員制度をよくしていきたいと思っております。

また、最後に、皆さんからいただいた、今後、裁判員になられる方へのエールというものも伝えていきたいと思っております。そういったエールに応じて、できるだけ多くの方が裁判員として御参加いただける制度になっていければいいと、心か

ら思っております。

それでは、以上で、裁判员経験者との意見交換会を終了させていただきたいと思  
います。本日は、どうもありがとうございました。